資料4

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

1　傷病手当金について

・別紙１のとおり

2　保険料減免について

・別紙２のとおり

別紙１

東　京　都
後期高齢者医療制度

加入中の **被用者** の方へ

新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる方が療養のため仕事を休んだとき

傷病手当金

の申請ができます

手当金を受けるには 以下の条件をご確認のうえ、裏面もご覧ください

【適用期間】令和2年1月1日から令和2年9月30日までの期間が対象

1. **新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと**
   ※感染が疑われる場合、まずは「帰国者・接触者相談センター」へご連絡ください。
2. **4日以上休んでいること**
3. **休んだ期間について給与がもらえないこと**
   会社から給与が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 3分の2 × 支給対象日数

傷病手当金の申請方法

①「後期高齢者医療傷病手当金支給申請書」は4種類

※申請書類は、「広域連合お問合せセンター」へご請求ください

◆申請書（被保険者記入用①）

手当金は、原則、被保険者ご本人様の銀行へ振込で支給となります。

◆申請書（被保険者記入用②）

やむを得ず、医療機関を受診できなかった場合は、「医療機関受診等証明書」の提出の代わりに、事業主の方の証明が必要となります。

◆申請書（事業主記入用）　※事業主に記載を依頼してください

直近３か月間において、複数の事業所に勤務していた場合は、それぞれの事業主からの証明が必要となります。

●医療機関受診等証明書　※医師に記載を依頼してください

帰国者・接触者相談センターを通じて紹介された帰国者・接触者外来等の医療機関受診時に、医師へ所定の「医療機関受診等証明書」をご提出ください。

② 東京都後期高齢者医療広域連合へ郵送で申請下さい

感染拡大防止のため、最寄りの各区市町村の後期高齢者医療担当課窓口での受付は行いません。

③ 審査を行い、支給決定通知書をお送りします

審査の結果、支給を決定した場合は支給額及び振込日が記載された通知書を発送いたします。

※書類不備等の場合を除き、申請から概ね１か月程度でご指定の銀行へお振込いたします。

お問い合わせ・申請書類請求先

広域連合お問合せセンター

電　話　　０５７０－０８６－５１９

（ハローコーイキ）

ＦＡＸ　　０５７０－０８６－０７５

東京都後期高齢者医療広域連合

〒１０２－００７２　東京都千代田区飯田橋３－５－１　東京区政会館１６階

令和元年度からの保険料均等割軽減の見直しについて

保険料を年金からの引き落としで納めている皆様へ

年度前半（4月・6月・8月）は前年度の2月と同額となり、後半（10月・12月・2月）で年間の保険料を調整します。**引き落とし額への影響は、基本的に10月からです。**

（注）口座振替により納付される方については、お住まいの市区町村ごとに納付の回数等が異なります。

保険料の年金からの引き落とし金額の例

7.75割軽減の対象となる方

7割軽減の対象となる方

（注）高齢者医療保険料は、全国平均より算出。実際の金額は、都道府県ごとに異なります。

内容に関するお問合せはこちらまで

●広域連合お問合せセンター（０５７０－０８６－５１９）

厚生労働省

高齢者医療制度に関する
お知らせ

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う 保険料の減免について

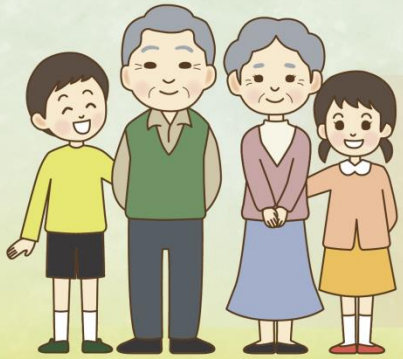

医療保険料の見直し
についてのお知らせもあります。
詳しくは中面をご覧ください

別紙2

大切なお知らせです

新型コロナウイルス感染症の流行

に伴い、次の要件を満たす方は、

保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ 保険料を全額免除

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、右ページの (1) ～ (3) の全てに該当する方

⇒ 保険料の一部を減額

詳しくは右面をご覧ください。

【 保険料が一部減額される具体的な要件 】

世帯の主たる生計維持者について

(1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、**令和元年に比べて 10 分の 3 以上減少する見込み**であること

(2) **令和元年の所得の合計額が 1000 万円以下**であること

(3) **収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が 400 万円以下**であること

所得とは？
収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

保険料の減免額 は、**減免対象の保険料額（A×B／C）に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合（D）をかけた金額**です。

減免対象の保険料額（A×B／C）

A：75 歳以上の方の令和 2 年度保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額
C：世帯の令和元年の所得の合計額(※1)
(※1)世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額

所得の合計額に応じた減免割合（D）

主たる生計維持者の令和元年における所得の合計額について、
300 万円以下の場合：全部(10 分の 10)
400 万円以下の場合：10 分の 8
550 万円以下の場合：10 分の 6
750 万円以下の場合：10 分の 4
1,000 万円以下の場合：10 分の 2

※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

減免額の計算例(75 歳以上の夫婦世帯)

【令和元年の所得】※保険料額は全国平均を基にした一例です。

夫
給与所得　100 万円 (給与収入 170 万円に相当)
年金所得　70 万円 (年金収入 190 万円に相当)
→ 令和 2 年度保険料額 17 万円

妻
給与所得　なし
年金所得　10 万円 (年金収入 130 万円に相当)
→ 令和 2 年度保険料額 5 万円

所得の合計額(C) ＝180 万円

夫の給与収入が 10 分の 3 以上減少する見込みがある場合

【保険料の減免額】

	(A)	(B)	(C)	(D)	保険料の減免額
夫の保険料について、	17 万円 ×	(100 万円	/180 万円) ×	10 分の 10 ＝	約 9 万円
					＋
妻の保険料について、	5 万円 ×	(100 万円	/180 万円) ×	10 分の 10 ＝	約 3 万円
					＝
				(合計)	約 12 万円

※令和元年の所得の合計額が 300 万円以下の世帯なので、全部(10 分の 10)が免除。

保険料均等割軽減の対象の方(※)の保険料について

※ 高齢者医療保険料の均等割額が 8 割軽減または 8.5 割軽減となっていた方
（世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額が 33 万円以下の方）

法令上 7 割軽減の対象となる方の保険料（均等割）については、これまで特例的に上乗せして軽減を行ってきましたが、右ページの表のとおり、**令和元年度から段階的に見直し**を行っています。

令和元年度からの見直し内容

対象者の所得要件（世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額）	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 軽減判定所得が 33 万円以下	7割	8.5 割	8.5 割	7.75 割	7割
			月平均額が 560 円 ⇒ 880 円		
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし		9割	8 割	7割	
			月平均額が 750 円 ⇒ 1,180 円		

（注）高齢者医療保険料は、全国平均より算出。実際の金額は、都道府県ごとに異なります。